

# 補助制度の概要

## ★補助金交付条件

補助金の交付を受けることができるのは、次の条件を満たす場合に限りです。

〈補助対象地域〉・・・次の条件を満たすこと。

- (1) 垂井町の下水道事業計画区域以外及び農業集落排水処理区域施設による処理区域以外  
※ 合併処理浄化槽の設置予定場所が、補助対象区域かどうかは、役場上下水道課へお問い合わせ下さい。

〈補助対象となる合併処理浄化槽〉・・・次のいずれの条件も満たすこと。

- (1) し尿と生活雑排水（台所、洗濯及び風呂などの排水）を併せて処理する50人槽以下の合併処理浄化槽  
※ 戸建、共同等の専用住宅だけでなく併用住宅、又は店舗、事務所、作業場等に設置する合併処理浄化槽も補助対象となります。
- (2) 生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、かつ放流水のBODが20mg/l（日間平  
均値）以下の機能を有する合併処理浄化槽
- (3) 10人槽以下の浄化槽については、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（全浄協）に登  
録され、かつ社団法人全国浄化槽団体連合会（全浄連）の機能保証制度もしくは岐阜県浄化槽生  
涯機能保証制度の登録を受けている合併処理浄化槽
- (3) 合併処理浄化槽設置後の維持管理の責任が明らかになっていること。したがって、販売を目的  
に業者があらかじめ浄化槽を設置する建物（建売住宅等）は、補助対象から除かれます。  
しかし、すでに建築又は購入契約が結ばれ、その後浄化槽を設置する建物（注文住宅等）は補  
助対象になります。

ただし、上記の条件を満たしていても、次の事項のいずれかに該当する場合は、補助を受けるこ  
とが出来ませんので、ご注意下さい。

- (1) 浄化槽法に基づく設置の届出または建築基準法に基づく確認を受けずに浄化槽を設置したもの
- (2) 浄化槽の設置後に補助金の交付申請がされ、必要書類が整わないか又は審査基準を満たさない  
もの
- (3) 生活排水のすべてが合併処理浄化槽で処理されることになっていない（雨水が流入するものを  
除く）など、施工審査基準のすべてを満たさないもの
- (4) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾を得られないもの
- (5) 虚偽又は不正な事実があり、補助することが適当でないと認められるもの

## ★補助金の額

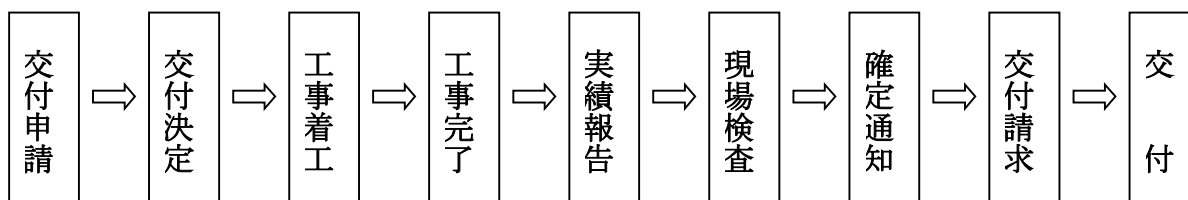
合併処理浄化槽本体等設置工事費と次の補助制度とのいずれか小さい額

| 人 槽 区 分     | 補 助 限 度 額  |
|-------------|------------|
| 5人槽         | 332,000円   |
| 6人槽 ～ 7人槽   | 414,000円   |
| 8人槽 ～ 10人槽  | 548,000円   |
| 11人槽 ～ 20人槽 | 939,000円   |
| 21人槽 ～ 30人槽 | 1,472,000円 |
| 31人槽 ～ 50人槽 | 2,037,000円 |

- ◎ 補助対象工事は、合併処理浄化槽本体の設置及び関連工事です
- ◎ 敷地内の配管、マス等の工事は、審査基準を満たす必要がありますが補助対象から除かれます
- ◎ 51人槽以上については、補助対象から除かれます

## ★補助金交付手続

補助金の交付申請から交付を受けるまでの手続は、次のとおりです。



工事の着工時には、町職員が立ち会い、現場の状況を確認して留意事項がある場合は伝えたいと思いますので事前に日時をお知らせ下さい。

また、実績報告書が提出されたのち町職員が現場検査に行き、合併処理浄化槽設置状況及び施工審査基準の適合確認をします。施工審査基準等を満たさない場合は、工事の手直し又は追加工事等を行っていただきます。

補助対象や施工審査基準等については、事前に町の担当（役場 上下水道課 下水道係）までお問い合わせ下さい。 TEL0584-22-7518（直通）